

定期点検をしなければならない危険物許可施設

施設区分	指定数量の倍数等	除かれる施設
製造所・一般取扱所	10以上又は地下タンクを有する	・鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
屋内貯蔵所	150以上	
屋外タンク貯蔵所	200以上	・火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
屋外貯蔵所	100以上	
地下タンク貯蔵所	すべて	・移送取扱所のうち、配管の延長が15Kmを超えるもの又は配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ、配管の延長が7km以上15km以下のもの
移動タンク貯蔵所	すべて	
給油取扱所	地下タンクを有するものすべて	・指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを容器に詰替える一般取扱所
移送取扱所	すべて	